

お客さま各位

# 投資信託及び公共債の規定等の反社会的勢力排除条項改正について

一般社団法人全国銀行協会は、平成23年6月に、反社会的勢力の排除を一層適切かつ有効に行えるよう、暴力団排除条項参考例の一部改正を行いました。伊予銀行では、それらを踏まえて反社会的勢力との関係遮断の取組みを一層推進するため、平成24年8月1日より、投資信託および公共債の規定等を改正することといたしました。

なお、改正後の新規定は、改正前よりお取引いただいているお客さまにも適用されます。

## 1. 実施内容

- 投資信託および公共債（以下、「投資信託等」といいます。）の規定等を改正し、反社会的勢力の属性要件を明確化するとともに対象者を追加します。
- 投資信託等の口座の開設時など各種取引のお申込みを受けた際に、お客さまが反社会的勢力には該当しないこと等の表明・確約を行っていただきます。なお、この表明・確約をいただけない場合は、お取引をお断りします。
- 取引開始後に、上記(2)の表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、取引を停止し、または取引を解約させていただきます。

## 2. 改正する規定等

投資信託総合取引約款、投資信託受益権振替決済口座管理規定、保護預り規定兼振替決済口座管理規定、一般債振替決済口座管理規定

改正後の「反社会的勢力排除条項」等につきましては、下記(例示)のとおりです。

(例示)

(反社会的勢力との取引拒絶)

- 申込者は、あらかじめ当行所定の方法により、(解約等)の3.②に定める反社会的勢力に該当しないことを表明し、また、将来にわたっても同反社会的勢力に該当しないこと、および第16条(解約等)の3.③に定める不当要求行為を行わないことを確約していただきます。
- この総合取引は、(解約等)の3.①、②および③のいずれにも該当しない場合に利用することができ、(解約等)の3.①、②または③の一にでも該当する場合には、当行は総合取引をお断りするものとします。

(解約等)

- 申込者は、総合取引をいつでも解約することができます。なお、当行に対する解約の通知は、当行所定の書面によることとします。
- 次の各号のいずれかに該当する場合には、当行はいつでも総合取引を解約することができるものとします。この場合、申込者から特段のお申し出がない限り、当行は申込者に代わって投資信託を換金し、その金銭を申込者の指定預金口座に入金いたします。この場合の換金金額は、各投資信託の目論見書等に定められた日の価額に基づくものとします。
  - 申込者が手数料を支払わないとき
  - 申込者がこの約款に違反したとき
  - 一定期間申込者の口座残高がないとき
  - 申込者が第16条に定めるこの約款の変更に同意しないとき
  - 申込者について相続の開始があったとき
  - やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき
- 前2項のほか、次の各号の一にでも該当し、申込者との取引を継続することが不適切である場合には、当行は総合取引を停止し、または申込者に通知することにより、総合取引を解約することができるものとします。この場合、直ちに当行所定の手続きをとり、投資信託受益権を他の口座管理機関へお振替ください。なお、「投資信託受益権振替決済口座管理規定」第7条において定める振替を行えない場合は、当該投資信託受益権を換金し、現金または振込によりお返しすることがあります。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
  - 申込者が投資信託振替決済口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
  - 申込者が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
    - 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
    - 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
    - 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、不当に暴力団員等の威力を利用して認められる関係を有すること
    - 暴力団員等に対して、資金等を供給し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
    - 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
  - 申込者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
    - 暴力的な要求行為
    - 法的な責任を超えた不当な要求行為
    - 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
    - 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
    - その他前各号に準ずる行為
- 届出のあった名称、住所にあてて当行が解約の通知を行いまたは送付書類を発送した場合には、延着または到着しなかったときでも通常到着すべき時に到着したものとみなします。

当行では、反社会的勢力排除条項の改正と併せて、下記事項を上記投資信託規定等の一部に追加いたしました。

(例示)

(成年後見人等の届出)

- 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当行に届出てください。
- 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当行に届出てください。
- 既に補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に当行に届出てください。
- 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に当行に届出てください。
- 前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

○改正後の規定をご希望の場合は、窓口へお申し出ください。詳しいことは、窓口へお問い合わせください。

平成24年7月30日

株式会社伊予銀行

IYO BANK